



平成 26 年 3 月 2 日

湯河原町教育委員会 様

湯河原町いじめに関する調査委員会委員長

答 申 書

平成 25 年 8 月 10 日、25 湯教學第 623 号にて、諮問がありました事項について、次のとおり答申いたします。

(1) 自死といじめの関連について

町立湯河原中学校 2 年生男子生徒の自死は、いじめの結果によるものと推認でき、いじめと自死との間には関連性が認められる。

(2) 自死に至るまでの事実調査の検証について

支援対策本部がまとめた調査報告書の「事実経過」は、背景となる事実等も含め、概ね適切であった。

しかし、本調査委員会は、更にいくつかの事実を認定すべきと考えた。

(3) 学校及び教育委員会の事後対応について

① 本事案発生直後に湯河原中学校が生徒に対するアンケート調査を実施して直ちに事実調査に着手したことは適切であったが、その後の調査においては、加害者とされる生徒を絞ることが性急にすぎたきらいがある。

② 湯河原中学校が、支援対策本部に本事案発生後の対応を実質的に委ねてしまつたことで、中学校が果たすべき主体性が次第に失われて、当事者として本事案の対処を主導できなかつたことが、在校生への指導を不十分なものにしてしまつた。

(4) 学校及び教育委員会の今後に向けての取組みの検討について

支援対策本部がまとめた調査報告書の「今後に向けての取組」の提言は、いずれも適切であり、重要なものである。そこで、中学校や町教育委員会は、まずは、これらの提言をしっかりと実践していただきたい。

(5) 学校及び教育委員会が執るべき措置への提言について

① 本件事故が起こつた 4 月を、湯河原町の「いじめ防止・人権月間」のように位置付け、町内の小中学校で、本件を忘れないために、新年度のいじめ予防の方針を確認し、「いじめ予防授業」や講演会などに取組むこと。

② 支援対策本部の提言を具体化するためのプロセスや財政的裏付けを検討すること。

③ 今回のいじめ対策を一過性のものとせず、継続と具体化の努力をすること。

- ④ 湯河原中学校が、生徒たちにとって、安心できる「居場所」となりうるよう意識した取組みをすること。
- ⑤ 教員間の連携を促進できる体制を速やかに確保すること。
- ⑥ 生徒や保護者の声を聞くためのアンケートは、しっかり目的を定め、記載内容は丁寧に拾い上げ、アンケート用紙の保管には十分に配慮をすること。
- ⑦ 町教育委員会の人的体制を充実させること。
- ⑧ 湯河原町は、いかなる児童・生徒を育みたいと考えているのかについて、子どもの最善の利益のため、宣言もしくは条例を制定して、全町民の共通の目標とすること。
- ⑨ 町教育委員会は、いじめ防止に関する対策の実践について、毎年検証を行い町議会に報告すること。
また、町民が参加したいじめ対策協議会を設置すると共に、必要な費用を予算化すること。
- ⑩ 湯河原中学校は、スムースな情報共有・情報連携のための校内システムを早急に確立し、また、毎年度末にいじめ防止の取り組みをまとめて町教育委員会に報告すること。
- ⑪ 支援対策本部の調査報告書及び本調査委員会の調査報告書をできうる限り公開し、本事案の教訓を関係者で共有すること。

なお、詳細な調査結果については、別添「調査報告書」に記載した。

湯河原町及び湯河原町教育委員会は「調査報告書」の趣旨を十分に理解し、平成25年4月10日に起こったような事案が二度とないように不断の努力をしていただきたい。